

小浜正子著

# 一人っ子政策と中国の社会

京都大学学術出版会／2020年2月／390頁／3000円＋税



磯部美里

## はじめに

中国の計画出産政策は、日本では「一人っ子政策」という名で知られている。ただし、それは中国の計画出産政策の実情が日本社会に広く知れ渡っていること、理解されていることを意味しているわけではない。一人っ子政策は、「一人っ子」という言葉のインパクトが一人歩きする中、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）への国家の介入として、批判的に取り上げられる、あるいは（画一的に一人しか産めないなど）誤解をもってイメージされることも多く、一人っ子政策が抱える問題（例えば黒孩子や小皇帝、四・二・一家庭や失独者など）にメディアの焦点が当てられることはあっても、中国の女性たちが他者との関係性の中で、どのようにそれを捉え、受け入れ、対処してきたのかといった女性たちの主体性や当事者性に目を向けられることはほとんどなかった。

そのようななか、計画出産政策の状況を歴史学やジェンダー研究の視座から明らかにしてきたのが本書の著者、小浜正子氏である。本書は、小浜氏がこれまで発表してきた論考がもとになっている。本書のあとがきでは、上海史を専門とする歴史学者の小浜氏が上海留学中に覚えた違和感が本研究を始めるきっかけになったことが記されている。「日本では論外のトンデモ政策だと思われるそれを、情理をわきまえた中国の友人たちが（ときとして不満をもらすことはあっても）基本的に受け入れていたように見える、そのギャップが気になっていたからだろう」（二六〇頁）という小浜氏の言葉からは、現実を生きる中国の人々に寄り添い、現場の視点に立って一人っ子政策を描き直そうとする研究姿勢が改めて感じることができる。「中国で計画出産が普及し、国が子供の数を決める体制が成立した過程を、人々が生きる現場からたどり、なぜ、どのようにして、国家による生殖コントロールが定着し、人々がそれを容認するようになったのかを、とりわけ生殖の当事者である女性の視点を重視しつつ、跡づけようとする」（七

頁)ことを目的とする本書は、後述するように読者に新たな発見と気づきを与えるものである。

## 本書の構成と内容

本書の構成において特徴的なのは、序章の後に解説を設けていること、六章をテーマに合わせて三つのパートに分けていること、六つのコラムが掲載されていることである。

序章で先行研究や本書の目的が述べられた後、次の解説では、主に二〇世紀以降のアジアにおけるリプロダクションの変容と家族計画の推進状況およびその特徴が示される。著者によれば、欧米においては二〇世紀前半までに出産の医療化・施設化が完了し、民間の自発的な動きによって出生率が低下したのに対し、アジアにおいては二〇世紀の国民国家形成の過程で出産の近代化が進められ、国家指導の下で家族計画が推進されたという。

第一部第一章では、中国の人口史を中国社会に特徴的なジェンダー秩序から検

討し、人口動態と家族や女性の人口調整の営みという両面から出産や生殖コントロールの変化およびその意味について考察される。中国では紀元前から父系制の男性家父長が権力を持つ家族が成立し、それが標準的な家族形態であった。家系をつなぐための男児偏重は、性別選択的な出生調整を促し、ジェンダー化された人口構造を生み出した。清末以降、亡国滅種の危機感によって民族の論理から家族や出産の改革が提唱されるようになり、一九五〇年代後半になると人口の増加を危惧し、出産をコントロールし子供の数を制限するという計画出産が提唱され、計画出産推進期(一九六二〜一九七〇年)、計画出産全面推進期(一九七二〜一九七八年)、一九七九年からの一人っ子政策(例外なき一人っ子政策期)へと繋がっていった。しかし、それによって女兒の殺害、闇っ子などの問題が発生したため、一九八五年からは場合によって第二子を認める「二・五子」体制が取られるようになったという。

第一部第二章は、中華人民共和国成立

前後の生殖コントロールをめぐる言説空間の構造とその変容について検討される。本章では、中華人民共和国になると、民国期の政治権力が放任していた墮胎や避妊による生殖コントロールに対して強く介入をするようになったことが明らかにされる。民国期には非合法でありながら強くは取り締まられなかった墮胎が、新中国の社会制度の優位性を前提として、女性と子供の健康の保護を名目に制限された。しかし、人口急増によって生殖コントロールが必要になると、生殖コントロールは「科学的」で「計画的」なことだと正当付けられた。

第二部第三章では一九五〇〜六〇年代の上海で生殖コントロールが各層の女性たちに浸透し、女性たちにとって産む／産まないことの意味が変化した過程について論じられる。上海ではこの時期、民国期において広まりつつあった産科医師や助産士による助産方法を定着させ、母子保健業務を整備、普及させていった。また、「多産多死」から「少産少死」へと人口転換が起こった。女性たちは仕事

と家事・育児との二重負担の下で、積極的に生殖コントロールを導入し、自らで産む／産まないことを決定するエージェンツトとして自己形成をしていったことが示される。

第二部第四章では、一九七〇～八〇年代にかけて、一人っ子政策が上海においてどのように定着していったのかについて明らかにされる。上海では一九七〇年代から晩婚、晩育、二人目を産むなら出産間隔を空けるという状況が広まっていたが、一人っ子政策が提起された後、第一子率は九八・五三%（八四年）に達したという。上海では国家に職業を保証されて「単位」で働くというシステムが確立していたため、それを通じて生殖コントロールや出産管理が行われた。

第三部第五章は、計画出産が順調に進展した遼寧省Q村の事例である。Q村では、一九六〇年代にリングによる生殖コントロールが伝わり、一九七〇年代半ばまでには第一子を出産後リングで避妊して出産間隔をあげ、第二子を産んだら卵管結紮することが推奨され出産数が減少

した。それを可能にしたのは、「はだしの医者」として助産や母子保健業務の普及に務めた女性、村の婦女隊長として熱心に計画出産業務に携わった女性の存在であったという。

第三部第六章は計画出産が順調には進まなかった湖南省B村の事例である。B村では一九六〇年代末に近代的な生殖コントロールが導入され、「子供は二人、多くて三人」という宣伝は始まってはいったものの強制性はなかった。一九八〇年代、湖南省の農村では産後はリングによる避妊を主とし、二子以上産んだ後は卵管結紮を主とするという方針が出されたが、密かにリングを外して計画外出産をする女性もおり黙認されることもあった。他方、強制的な人口流産や絶育といった方法がとられることもあった。そこには男児を確保させ家父長制家族の再生産を助けるために、政策と村の実情との狭間で柔軟に対応する男性幹部の存在があった。

終章では、中国の計画出産をめぐる諸論点について、他のアジア地域と比較し

ながら考察される。小浜氏は計画出産の地域差、曖昧さ、現場の幹部まかせというその場の条件や人間関係に合わせるという構造に触れながら、中国社会を理解する際、そのような構造を意識することが必要だと説く。そして、広大な中国ですべての女性に近代的な生殖コントロールを届けることは社会主義中国の行政と医療システムによってこそ可能であったとまとめ、一九七〇年代までの計画出産が総じて女性たちに好評であったと述べる。このようなあり方によって国家は生殖する女性の身体を掌握したのであり、一九七九年以降の「二・五子」体制を含む計画出産政策においては多くの犠牲を女性が払うというジェンダー不平等な負担があること、このような女性の犠牲が実際より小さく評価されていることを強調しながら、伝統的な父系家族の再生産を難しくさせたことにも触れ、一人っ子政策は「女性と女兒、女の胎児の巨大な犠牲を伴いながら、中国社会が男女平等でジェンダー公正な社会に向かうための重要な契機になるかもしれない」（三四

六頁)ことを指摘する。そして、日本の旧優性保護法による強制手術などを例に出し、政治によつて誰がどのような生命を生み出して良いのか決められてきたという点で、中国の状況は日本と無関係ではないのだと読者に迫る。

コラムについても触れておこう。計画出産という無機質な言葉の響きの下で繰り広げられる人びとのかけひきや奮闘をリアルに感じることが出来るコラムのなかでも筆者の印象に残っているのがコラム6である。近代医療に基づく助産方法を学んだ訓練産婆の語りは、地域に伝わる伝統的な対処法や知恵を随所に取り入れ出産を乗り切ってきたことがうかがえ、自宅出産から病院出産への過渡期を知ることのできる貴重な証言だと感じた。小浜氏によれば、このB村のインタビューでは幽霊や迷信に関連する話もよく登場したそうで、破傷風で子供を亡くす連鎖を止める「転胎殺火」の慣習などについても紹介されている。興味のある方はぜひご自身の目で確認願いたい。

## 本書を読んで

冒頭で述べたように、本書は読者に新たな発見や気づきを与えるものである。最後にそれらについて触れ、感想とした。

第一に、一人っ子政策は、新中国成立以降、紆余曲折を経ながらも断続的に実施されてきた生殖コントロール普及の延長線上にあり、一九七九年に突然始まったわけではないことである。一九七九年の段階ですでに上海のような都市部では避妊率が九〇%を超えており、第一子のみの割合も高い。農村部でも、希望数を産んだら結紮手術をするなど、生殖コントロールがかなり浸透していた。国家が長期にわたって出産の医療化や施設化、母子衛生事業の推進、浸透に取り組み、伝統的な規範への意識改革を実施しながら女性の身体を掌握し管轄下に収め、それがある程度成功したのちに一人っ子政策へと進めたことがよくわかる。本書では、中華民国期からの近代医療の浸透と出産、避妊、墮胎の状況や言

説の変化なども詳細に分析されるため、それらの関連性や経緯がわかりやすい。

第二に、中国において使用される「計画出産」の用途の広さである。小浜氏が「出産を制限する政策とそのための手段である生殖コントロールが同じ「計画出産」という言葉で表現される」(五頁)と述べるように、中国では避妊もまた計画出産なのである。儒教の影響で男児を産むことが求められ、嬰兒殺しや遺棄されるのは女兒がほとんどであったという史実の中で、自らの力で出産を調整できる避妊方法を獲得するということは女性にとつてどれほど安堵できることであつただろう。本書で登場する女性の語りには「子供はもういい」という言葉が頻繁に登場するが、計画出産＝生殖コントロールの獲得と読み替えると、計画出産政策の異なる一面が浮かび上がる。一方で、小浜氏は厳格な政策として施行された際に管理の対象や犠牲になったのもまた女性であることにも言及しており、産む／産まないことをめぐる重層的で複雑な権力関係が綿密に描かれているのも本

書の特徴である。

第三に、計画出産政策は中国の事例ではあるが、共有する問題系は日本も同じであるということである。出産は女性の個人的事象でありながら、そこにはさまざまなアクターが関係する。第六章で示される「そもそも生殖する女性の身体は誰のものなのか？ 国家か、夫か。家族か、当の女性か。」(三三五頁)という小浜氏の問いかけに「それは女性でしよう」と答えることは簡単である。筆者も

もちろんそう考えているし、そうあるべきだと強く願っている。しかし現実問題として、女性の身体(それを通して営まれる、産む/産まないという行為)は国家からすれば人口調整、家族や夫からすれば子孫の継承や新たな成員の獲得に必要不可欠なフィールドとなっており、女性が望む望まざるに関わらず他者の積極的な監視、関与を受ける。確かに日本では罰則を伴う出産制限は取られていないが、少子化の中で女性に子供を産ませようとするあれやこれやの施策ならびにそれに伴う「女性が産みたくなくなる社会を作

れば少子化が解消される」といったような窮屈な言論の中で、リプロダクティブ・ライツを叫び続けるのは容易ではない。「彼女たちの身体は、村や夫の管理下であって、完全に自分自身のものではないが、複雑な駆け引きを駆使して多様なアクターと交渉し、自身の想いを実現しよう」と模索していた<sup>(1)</sup>(三三五頁)という中国の女性たちの姿に思わず自分たちの姿を重ねてしまう。

第四に、どんなに厳格な政策の施行でも結局は人次第であるということである。本書では計画出産政策が順調な農村とそうではない農村が対比される形で提示される。その違いは政策を下達する幹部にあると理解したのだが、そのほかの要素はどうであったのだろうか。遼寧省と湖南省という地理環境の差、同じ漢族であっても異なる生育慣行、経済事情など、もう少し知りたかったという気もする。ただ、このような地域ごとに異なる人間関係や条件に頼る、言い換えれば現場頼みの柔軟な対応ができる状況だったからこそ「一・五子」体制へのすばや

い転換、普及、浸透という結果に至ったのかもしれない。

第五に、少数民族地域との差異である。小浜氏もことわっているように本書は漢族居住地域を対象としているため、少数民族については取り上げられていない。二〇二〇年七月二十九日AP通信が新疆ウイグル自治区で実施されている強制的な生殖コントロールについて批判的に報じたことは記憶に新<sup>(1)</sup>い。筆者も地域は違えども少数民族居住地域の計画出産政策について調査をしており、それは漢族の状況ともウイグルの状況とも異なっている。本書のように当事者である女性の視点を重視し民族問題と絡めて再検討したとき、どのような景色が見えてくるだろうか。民族によってどのような違いが出るのか。これは自分にとっての今後の課題となろう。

注

〈1〉「Associated Press」<https://japnews.com/article/269b3c1a134e17c1941a514778d764e> (二〇二〇年一〇月一四日参照)